

社会保障制度改革国民会議への意見の提出について

平成25年5月14日

社会保障制度改革国民会議事務局 意見募集担当 様

社会保障制度改革推進法（平成24年法律第64号）第2条（基本的な考え方）及び第5条から第8条（改革の基本方針）を踏まえた社会保障制度改革について、別紙のとおり意見を提出します。

法人・団体名	東京都生活協同組合連合会（とうきょうとせいかつきょうどうくみあいれんごうかい）
代表者氏名	伊野瀬 十三（いのせ じゅうぞう）
担当者氏名	那須 淑夫（なす よしお）
担当者所属	組織部組織課
所在地	〒164-0011 東京都中野区中央5-41-18
電話番号	03-3383-7800
FAX番号	03-3383-7840
電子メールアドレス	nasu@coop-toren.or.jp
意見（2000字以内）	
<p>1. 社会保障制度改革推進法（以下 推進法と略） 第2条 基本的考え方 について</p> <p>推進法の基本的考え方として、第2条 1項において「自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、（後略）」とありますが、</p> <p>「いわゆる社会保障制度とは、（中略）その他困窮の原因に対し、保険的方法または直接の公の負担において経済的保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって、すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう。」（社会保障審議会「社会保障制度に関する勧告」による定義）とするならば、基本的人権の保障を公助が担うべきであり、社会保障制度改革国民会議（以下 国民会議と略）の検討にあたって、公助の果たす役割、範囲を明確にしたところで検討すべきと考えます。</p> <p>また、第2条 4項において、「国及び地方公共団体の負担の主要な財源には、消費税及び地方消費税の収入を充てる」とありますが、今後も増大する社会保障費を消費税及び地方消費税でまかなうことは無理があります。それらに限定せず税負担のあり方を検討すべきです。</p>	
2. 第9条 社会保障制度改革国民会議のあり方について	

国民会議の設置に関して、推進法第1条を根拠としており、現在、内閣総理大臣が任命した13名程の委員により審議が進められておりますが、広く国民の考えを掬い挙げ、方向性を示すものとして不十分だと考えます。

また、推進法第9条に根拠をおく国民会議の性格上、論議の中心が消費税引き上げに伴う財源の適切な使い道に関するものが多くなっていますが、人々の働き方・家族のあり方等が多様化している現実を踏まえ、社会保障のあり方について、より中長期的・全体的な視点から評価・検討する場が必要と考えます。

3. これまでの国民会議の議論の整理について

今回のパブコメ提出にあたって、国民会議事務局作成の「これまでの国民会議における議論の整理（医療・介護分野）」と国会版社会保障制度国民会議の「国会版社会保障制度国民会議における中間論点整理について」を読み比べました。前者は委員の発言をなぞっただけとの印象を持ちましたが、後者は現状の問題点や今後の課題に触れており、より理解しやすいものとなっています。答申案作成にあたっては広く国民にとって理解可能な表現とすることを要望いたします。

4. 国民会議の進め方について

国民会議の検討課題として、第6条・第7条で医療・介護、第5条で年金、第8条で少子化対策の4つがあげられています。5月9日までに11回の国民会議が開催され、主に医療・介護・少子化対策が検討されてきました。この時点でパブコメを求められても、年金に対して意見を述べることは難しいと考えます。4つの検討課題が論議終了した時点で、（宮本委員が述べる）国民世論把握のため討論型世論調査（Deliberative Poll）、関係機関（民間団体含む）へのヒアリング、再度のパブコメ、タウンミーティング等、広く国民の声を集めることが必要と考えます。

5. 生活保護について

推進法附則第2条で生活保護に関して不正受給、濫給等が述べられており、それにそのような形で社会保障審議会生活保護基準部会の検討もないまま、平成25年度予算で生活保護基準の引き下げが盛り込まれたことは拙速なものだと考えます。漏給問題を含む生活保護制度に関して国民会議の検討課題として取り上げることが推進法ならびに推進法附則にそったものと考えます。